⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係るものを除く。）を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑼　本工事は、「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

⑽　本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて、既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払条件は「出来高部分払方式」を採用する。

⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

なお、総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（単価個別合意方式）によることとする。

⑿　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⒀　本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⒁　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成21・22年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　四国地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成８年度以降に元請けとして、次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が、平成８年度以降に元請けとして、次に掲げる同種工事の施工実績を有していること。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

・既製杭で杭長35m以上の施工実績

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　提出する技術提案が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ａ　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ｂ　平成８年度以降に元請けとして、同種工事（上記⑸に掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が、平成８年度以降に元請けとして、同種工事（上記⑸に掲げる工事）の経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ｃ　主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるのでその旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

ｄ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習受講修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑾　建設業法の土木一式工事の許可を有する者であること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価方式に関する事項

⑴　評価項目及び評価の着目点　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

１）　技術提案評価

ａ　工事用構台設置における品質確保に配慮した技術提案

ｂ　本工事の施工時における安全に配慮した技術提案

上記ａ、ｂに関する技術提案について評価する。

２）施工体制評価

ａ　品質確保の実効性

・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

ｂ　施工体制確保の確実性

・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

⑵　入札参加者は、「工事用構台設置における品質確保に配慮した技術提案」及び「本工事の施工時における安全に配慮した技術提案」と入札価格をもって入札する。ただし、実際の施工に際しては、3⑷によるものとする。

⑶　落札者の決定方法

１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

２）標準点　１）の要件を満たす入札を行った者に対して、要求要件を満足する技術提案について100点の標準点を与える。

３）加算点及び施工体制評価点

・3⑴１）ａの評価項目について、Ａ（40点）、Ｂ（35点）、Ｃ（30点）、Ｄ(25点)、Ｅ（20点）、Ｆ（15点）、Ｇ（10点）、Ｈ（５点）、Ｉ（０点）として、加算点を与える。

・3⑴１）ｂの評価項目について、Ａ（20点）、Ｂ（15点）、Ｃ（10点）、Ｄ(５点)、Ｅ（０点）として、加算点を与える。

・3⑴２）ａ、ｂについて、それぞれ総合的に優（15点）、良（５点）、可（０点）として、施工体制評価点を与える。